

介護・医療連携推進会議の開催にあたっての留意事項

1 介護・医療連携推進会議とは

介護・医療連携推進会議は、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。」とされています。

会議を実施する趣旨を今一度ご理解いただき、計画的に開催するよう努めてください。

2 開催方法について

対面（集合形式）またはオンライン形式

※別添の令和5年6月6日付「新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いについて(通知)」を再度ご確認ください。

3 開催日の連絡について

開催日程が決まりましたら、長岡市介護保険課にご連絡ください。日時、開催場所が分かれば、簡易な方法（メール本文に記載等）で構いません。

なお、やむを得ず会議を予定通りに開催できない場合は、必ず事前に介護保険課にご連絡ください。

※外部の構成員の出席がなく、事業所職員のみ参加では、運営推進会議を開催したとはみなされませんので、必ず外部の構成員が参加できるよう配慮をお願いします。

4 会議録の作成、提出について

会議開催後、速やかに会議録を作成し、全構成員に配布してください。会議録を作成する際は、開催日時、開催方法、出欠者、誰からの発言・質問があったか、それに対する回答などが分かるように記載してください。

（令和6年2月 長岡市介護保険課介護事業推進係作成）